

被災酒類の確認書交付申請書

2
通
提
出

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 30px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 収受印 </div>		整理番号	※	
平成 年 月 日 税務署長 殿	(被災場所の所在地及び名称) 〒 -		(電話)	
			局番	
	申	(住所) 〒 -		(電話)
	請			局番
者	(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) ㊟			
	(法人番号) <small>税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。</small>			
下記のとおり酒類が被災したことについての確認を受けたいので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第14条第2項の規定により申請します。				
記				
納 税 義 務 者	(製造場(保稅地域)の所在地)		(製造場(保稅地域)の名称)	
	(製造者(引取者)の住所)		(製造者(引取者)の氏名又は名称)	
仕 入 先	(営業所等の所在地)		(氏名又は名称)	
品 目			計	
アルコール分別等			/	
容 器 の 容 量			/	
容 器 の 総 個 数				
課 税 標 準 数 量				
税 率			/	
税 額	円	円	円	
仕 入 金 額	円	円	円	
被 害 状 況				
A 税 額	B 保険金、損害賠償金により補てんされた額	C 補てんされない額 (A-B)	D 仕入先からの損失補償額	
災 害 の や ん だ 日		平 成 年 月 日		
※ 第 号 平成 年 月 日 税務署長 ㊟				
上記のとおり被災したことを確認しました。				
※ 税務署処理欄	通 信 日 付 印		番 号 確 認	

被災酒類の確認書交付申請書等の記載要領

被災酒類の確認書交付申請書等の記載に当たっては、以下の事項及び記載例を参照してください。

1 「被災酒類の確認書交付申請書」は、次により記載してください。

(注) ※印欄は、「税務署処理」欄ですから記載しないでください。

(1) 「被災場所の所在地及び名称」欄

被災した酒類を所持していた店舗、蔵置所の所在地及び名称を記載してください。

同一税務署管内で、複数の店舗等について同時に確認を受けようとするときは、すべての店舗等の所在地及び名称を記載してください。

記載しきれないときは、適宜の用紙に店舗の所在地及び名称を記載し、添付してください。

(2) 「申請者」欄

確認を受けようとする者の住所及び氏名を記載してください。

法人にあっては、本店所在地、法人名及び代表者氏名を記載してください。

被災地から避難されている方は、避難先等、連絡が可能な場所や連絡方法についても記載してください。

(3) 「納税義務者」欄

原則として記載をする必要はありません。

ただし、酒類製造者が自己の製造した課税済酒類、又は酒類輸入業者が自己の輸入した課税済酒類について被災酒類の確認を受けようとする場合は、すべての項目について記載してください。

(4) 「仕入先」欄

原則として記載をする必要はありません。

ただし、料飲業者の方は、確認書の提出先として、酒類の仕入先（複数の仕入先がある場合は1者を選択）の所在地及び名称を記載してください。

(注) 料飲業者の方には「仕入先」欄に記載した仕入先の方を經由して酒税相当額を還付することになりますので、還付金の受領方法は、事前に仕入先の方と相談して決めておいてください。

(5)から(14)は、被災酒類の明細が明らかな場合に、次の事項に留意して記載してください。

(5) 「品目」欄

税率適用区分ごとに記載してください。

(6) 「アルコール分別等」欄

発泡性がある場合は、アルコール分のほか、「発泡性あり」と記載してください。

(7) 「容器の容量」欄、「容器の総個数」欄、「課税標準数量」欄、「仕入金額」欄
明細に沿って記載してください。

(8) 「税率」欄

税率適用区分ごとの税率を記載してください。

(9) 「税額」欄

「課税標準数量」欄に「税率」欄を乗じて計算してください。

(10) 「被害状況」欄

①酒類の容器の破びん等により酒類が流失した場合や、建物の倒壊・滅失等により、酒類が滅失等した場合は「破損」、②酒類の容器、包装等が汚損や変形したことにより販売できなくなったため、仕入先へ返品せずに廃棄する場合は「廃棄」と記載してください。

(11) 「A 税額」欄

税額の合計額を記載してください。

(12) 「B 保険金、損害賠償金により補てんされた額」欄

「被災酒類の損失補てん明細書」に記載した、納税義務者ごとの(e)欄の金額を記載してください。

(13) 「C 補てんされない額」欄

「A 税額」欄の金額から「B 保険金、損害賠償金により補てんされた額」欄の金額を控除した差額を記載してください。

(14) 「D 仕入先からの損失補償額」欄

納税義務者(又は仕入先)から損失の補てんを受けた又は受ける金額を記載してください。

(15) 「災害のやんだ日」欄

この「被災酒類の確認書交付申請書」を税務署に提出する年月日を記載してください。

《被災酒類の明細が不明な場合》

酒類卸売業者及び酒類小売業者の方は、販売場の倒壊等により、被災酒類の明細が不明な場合には、被災された日以前に税務署に提出した「酒類の販売数量等報告書」に記載した在庫数量を参考とすることができますので、身分証明書等を税務署に提示して「酒類の販売数量等報告書」の写しの交付を申し出てください（詳しくは、税務署の担当酒類指導官にご相談ください。）。

この場合、「品目」欄及び「課税標準数量」欄にのみ記載し、交付を受けた「酒類の販売数量等報告書」の写しを明細書に添付してください。

2 「被災酒類の明細書」は、以下の場合に作成し、「被災酒類の確認書交付申請書」とともに提出してください。各欄の記載方法は、「被災酒類の確認書交付申請書」の(5)から(10)までと同様です。

- ・ 「被災酒類の確認書交付申請書」に、被災酒類の明細が書ききれないとき
- ・ 同一税務署管内で、複数の店舗等について同時に確認を受けようとするとき（この場合は、店舗等ごとに明細書を作成してください。）

3 「被災酒類の損失補てん明細書」は、次により記載してください。

(1) 被災酒類の損失補てん明細書は、被災酒類について、保険会社等から保険金の支払いを受けた又は受けようとする場合に作成する必要があります。

酒類を被保険物件とする保険等に加入されている方は、保険会社等に保険内容（損失補てんされる金額）をよくお確かめの上、記載方法等を税務署の担当酒類指導官にお問合せください。

(2) 「被保険物件の内訳」欄には、酒類とその他の物件（保険に付した建物、什器、商品等）との区分により、その名称を記載してください。

(3) 「(b)」欄には、取扱商品については仕入価格を、その他の物件については時価を、それぞれ記載してください。

詳しくは、税務署の担当酒類指導官にご相談ください。